

一般社団法人 レーザー学会の役員の報酬・退職金に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、定款第26条（報酬等）に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 この法人の役員（理事及び監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

(改変)

第3条 理事会の承認を得て、本規程を改訂することができる。

附 則 この規程は、平成15年1月30日より施行する。

平成24年4月13日改訂